

会議運営に関する事項について

令和 4 年 1 0 月 3 日

鈴 鹿 市

鈴鹿市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鈴鹿市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、鈴鹿市総合計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、知識、経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

鈴鹿市総合計画審議会運営方針（案）

1 会議及び会議結果の公開について

- (1) 会議及び会議結果は、「鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例」及び「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則として公開するものとする。
- (2) 会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む。以下同様。）については、市の広報または事務局の会議記録用を除いて禁止するものとする。ただし、報道機関による報道用の録音、写真撮影については、委員の協議により議事に支障のない範囲で許可するものとする。

2 会議時間について

- (1) 原則として、1回の会議について概ね2時間程度とする。

3 審議会の議事録作成について

- (1) 議事録は、議事の要点を記した記名の議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議に出席した委員の確認後、会長の承認を得て確定する。

4 答申について

- (1) 答申は、委員個人の意見ではなく、審議会としての審議結果をまとめるものとする。

5 その他

- (1) 上記以外に審議会の運営について必要な事項が生じた場合は、会長が会議に諮って定めることとする。

鈴鹿市総合計画審議会傍聴要領（案）

1 傍聴の手続

鈴鹿市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を傍聴しようとする者は、審議会の開始10分前までに、受付で傍聴証（別紙様式）の交付を受け、係員の指示に従って、入室しなければなりません。

2 傍聴の定員

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分け、その席数は、それぞれ5席程度とします。ただし、傍聴希望者が定員を超過した場合は、抽選により決定します。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴人は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) 飲食及び喫煙はできません。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできません。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 前各号に定めるもののほか、すべての係員の指示に従うものとします。

5 傍聴者の退室

傍聴者は、会長又は副会長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、会長又は副会長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 0 月 3 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を失う。

(別紙)

(様式)

鈴鹿市総合計画審議会傍聴証

NO _____

令和4年 月 日 限

※この傍聴証は、お帰りの際、受付へ返却してください。

【傍聴に際しての注意事項】

- 次のいずれかに該当する場合は、傍聴できません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を所持している場合
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している場合
 - (4) その他、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる場合
- 傍聴に当たっては、次の事項をお守りください。
 - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) 大声を発する等騒ぎ立てないでください。
 - (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないでください。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないでください。
 - (5) みだりに席を離れないでください。
 - (6) 携帯電話はマナーモードまたは電源を切る等、会議の進行の妨げとならないよう、配慮願います。
 - (7) 許可なく録画、録音、写真撮影等をしないでください。
 - (8) その他、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないでください。